

## 平成 28 年度政府統計共同利用システム利用料金について

平成 27 年 7 月 29 日  
統計調査等業務最適化推進協議会決定

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく 2016 年度（平成 28 年度）の政府統計共同利用システムの運営に関し、各府省等が負担する利用料金は、下記のとおりとする。

### 記

1. 政府統計共同利用システムの運営に要する費用のうち、システムの運用・保守に要する経費を各府省等が負担する利用料金の対象とする。
2. 政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（年額）は、別紙の各指標に基づく算定基礎数の合計について次表に掲げる区分に該当する料金基礎額とする。

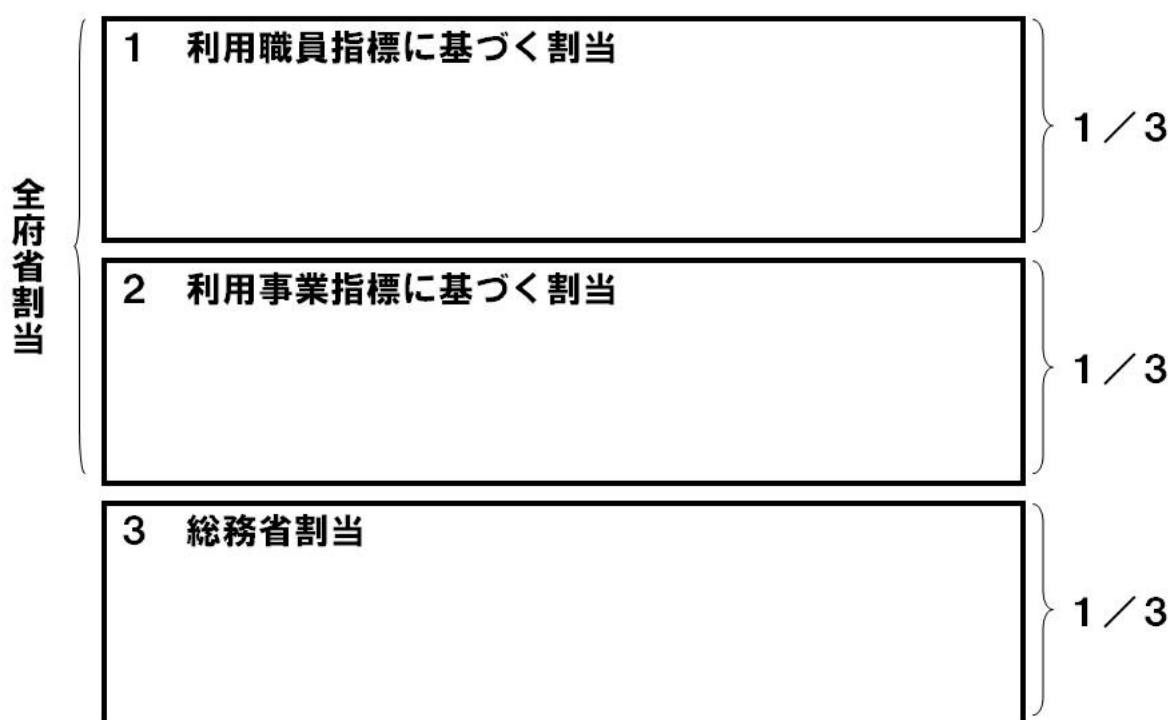
区分	算定基礎数	料金基礎額
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,255 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,765 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,772 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,779 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	71,544 千円

3. 総務省は上記 2 に加え、経費の 33% に相当する額を料金基礎額とする。

## 政府統計共同利用システムにおける各府省利用料金の構造

各府省が分担する政府統計共同利用システムの利用料金については、短期的なシステム利用の観点からの費用分担とし、統計調査等業務の特性を踏まえ、及び統計調査等業務の最適化を推進する観点に立脚しつつ、客観性を有する指標を組み合わせて設定することを基本的な考え方とする。

### 1. 料金構造



### 2. 利用職員指標 統計関係職員数

総務省政策統括官（統計基準担当）のホームページにて公表されている国の統計関係職員数（地方支分部局を除く。）による。

区分	職員規模	算定基礎数
Aクラス	職員規模 50 人未満	77
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	308
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	615
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	1,154
Eクラス	職員規模 500 人以上	1,692

### 3. 利用事業指標

各府省が所管する統計調査に係る客体数を勘案した計数の合計による。

区分	統計調査数規模	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	32
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	97
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	258
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	484
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	903

注1) 廃止した統計調査及び今後実施の予定がない統計調査並びに産業連関表の作成のみを目的とした統計調査を除く。

注2) 各統計調査における客体数を勘案した計数は、1回の調査客体数に年間調査回数を乗じ、又は1回の調査客体数を当該周期（年単位）で除して求める年間ベースに換算した換算客体数に応じて次表に掲げる計数を用いる。

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客体数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客体数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客体数 50,000 以上の統計調査	40

## 算定基礎数について

## 1. 階級値及び算定基礎総数相当の設定

各指標区分の階級値及び算定基礎総数相当を次のとおり設定する。

## (1) 利用職員指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計関係職員規模	階級値	算定基礎 総数相当
Aクラス	職員規模 50 人未満	25	5,000
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	100	
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	200	
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	375	
Eクラス	職員規模 500 人以上	550	

## (2) 利用事業指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計調査数規模	階級値	算定基礎 総数相当
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	25	5,000
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	75	
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	200	
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	375	
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	700	

## 2. 算定基礎数

1に基づく各府省の階級値を指標別に合計し、各指標の算定基礎総数相当を当該階級値合計で除して係数を求め、これに各階級値を乗じて正規化し、各区分の算定基礎数とする。

平成28年度政府統計共同利用システム利用料金(概算額)

(単位：千円)

府省名	利用職員指標		利用事業指標		算定基礎数 合計	料金区分	料金基礎額 (X)	料金基礎額 (Y)	利用料金	
	統計関係職員数		統計調査数						X + Y	月額
	区分	算定基礎数	区分	算定基礎数						
内閣官房	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
人事院	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
内閣府本府	B	308	C	258	566	II	24,765	0	24,765	2,064
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
警察庁	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
総務省	E	1,692	E	903	2,595	V	71,544	237,179	308,723	25,727
法務省	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
外務省	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
財務省	A	77	C	258	335	II	24,765	0	24,765	2,064
文部科学省	A	77	C	258	335	II	24,765	0	24,765	2,064
厚生労働省	C	615	E	903	1,518	V	71,544	0	71,544	5,962
農林水産省	C	615	C	258	873	IV	46,779	0	46,779	3,898
経済産業省	C	615	E	903	1,518	V	71,544	0	71,544	5,962
国土交通省	B	308	E	903	1,211	V	71,544	0	71,544	5,962
環境省	A	77	B	97	174	I	8,255	0	8,255	688
防衛省	A	77	A	32	109	I	8,255	0	8,255	688
合計							481,545	237,179	718,724	59,894

## 平成28年度政府統計共同利用システム利用料金(増減額)

(単位：千円)

府省名	28年度概算要求額 (V)	27年度予算額 (W)	各府省増減額 (V-W)
内閣官房	8,255	7,878	377
人事院	8,255	7,878	377
内閣府本府	24,765	23,634	1,131
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	8,255	7,878	377
警察庁	8,255	7,878	377
金融庁	—	—	—
消費者庁	8,255	7,878	377
総務省	308,723	306,266	2,457
法務省	8,255	7,878	377
外務省	8,255	7,878	377
財務省	24,765	23,634	1,131
文部科学省	24,765	23,634	1,131
厚生労働省	71,544	68,276	3,268
農林水産省	46,779	68,276	▲ 21,497
経済産業省	71,544	68,276	3,268
国土交通省	71,544	68,276	3,268
環境省	8,255	7,878	377
防衛省	8,255	7,878	377
合計	718,724	721,174	▲ 2,450

## 次期政府統計共同利用システム開発に係る各府省庁分担金について

平成 27 年 7 月 29 日  
統計調査等業務最適化推進協議会決定

次期政府統計共同利用システム開発における各府省庁が負担する経費については、平成 29 年度政府統計共同利用システム更改に係る経費（平成 27 年 5 月 1 日協議会決定）の通り、政府統計共同利用システム利用料金の算出方法に準拠して、関係府省庁が応分の負担を行う形式で要求する。

本システムの開発に係る各府省庁が負担する分担金を別添のとおりとする。

なお、システムの開発は、28、29 年度の約 2 年間で実施するが、概算要求は単年度ごとに行うこととする。

次期政府統計共同利用システム開発に係る各府省庁分担金一覧

別添

(単位：千円)

府省名	28年度概算要求分 <sup>(注1)</sup>	29年度概算要求分 <sup>(注2)</sup>	合計
内閣官房	4,541	4,643	9,184
人事院	4,541	4,643	9,184
内閣府本府	13,623	13,930	27,553
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	4,541	4,643	9,184
警察庁	4,541	4,643	9,184
金融庁	—	—	—
消費者庁	4,541	4,643	9,184
総務省	169,828	173,655	343,483
法務省	4,541	4,643	9,184
外務省	4,541	4,643	9,184
財務省	13,623	13,930	27,553
文部科学省	13,623	13,930	27,553
厚生労働省	39,356	40,241	79,597
農林水産省	25,733	26,311	52,044
経済産業省	39,356	40,241	79,597
国土交通省	39,356	40,241	79,597
環境省	4,541	4,643	9,184
防衛省	4,541	4,643	9,184
合計	395,367	404,266	799,633

(注1) 平成28年度政府統計共同利用システム利用料金の算出方法に準拠して算出。

(注2) 平成28年度政府統計共同利用システム利用料金の算出方法に準拠して暫定的に算出したものであり、29年度要求に際しては、29年度の政府統計共同利用システム利用料金の指標に準拠して算出することとする。



平成28年度次期政府統計共同利用システム開発に係る各府省庁分担金

(参考)

(単位：千円)

府省名	利用職員指標		利用事業指標		算定基礎数 合 計	料金区分	料金基礎額 (X)	料金基礎額 (Y)	分担金 X + Y
	統計関係職員数		統計調査数						
	区分	算定基礎数	区分	算定基礎数					
内閣官房	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
人事院	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
内閣府本府	B	308	C	258	566	II	13,623	0	13,623
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
警察庁	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
総務省	E	1,692	E	903	2,595	V	39,356	130,472	169,828
法務省	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
外務省	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
財務省	A	77	C	258	335	II	13,623	0	13,623
文部科学省	A	77	C	258	335	II	13,623	0	13,623
厚生労働省	C	615	E	903	1,518	V	39,356	0	39,356
農林水産省	C	615	C	258	873	IV	25,733	0	25,733
経済産業省	C	615	E	903	1,518	V	39,356	0	39,356
国土交通省	B	308	E	903	1,211	V	39,356	0	39,356
環境省	A	77	B	97	174	I	4,541	0	4,541
防衛省	A	77	A	32	109	I	4,541	0	4,541
合計							264,895	130,472	395,367